

J A M 政策 NEWS

2015年1月27日 第2015-09号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

2月16日前でも申告できます

医療費が10万円を超えたら医療費控除を受けましょう！！

2014年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。また、医療費控除の申告をすることにより、住民税や保育料が安くなる場合があります。

2014年の所得税の確定申告は2月16日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申

告は、もう受け付けています。2月16日を過ぎると税務署も混雑するため、医療費控除のような還付請求だけならば、早めに行ったほうが良いです。

また、電子証明書の取得等事前準備が必要になりますが、**インターネット（e-Tax）を利用して申告もできます。**

2014年分の病院・診療所・調剤薬局の領収書と源泉徴収票が必要

医療費控除は世帯単位でできる。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

例）年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！100,000円が還付されるわけではありません。）

申告は収入の多い人が行うほうが有利

申告書をもらいに税務署へ。インターネットで申告する場合は電子証明書の取得等事前準備が必要です。（e-Taxホームページ参照 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

申告書に記入

- ①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。
- ②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>）で検索できます。

- ☆ 2014年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。
- ☆ 連合「医療費控除の還付申告」早わかりフローチャート（<http://www.kanpu-shinkoku.net/>）もご参照下さい。